

告示

埼玉県告示第九百二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図書は、埼玉県秩父県土整備事務所において縦覧に供する。

平成二十九年八月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 川俣地区

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十七号までを順次結んだ線及び標柱十七号と標柱一号を結んだ線によって囲まれた区域

標柱番号	市町村	大字	字	地番
一	秩父市	浦山	川俣	一五〇〇番四
二	同	同	同	一五〇一番
三	同	同	背戸山	三〇一八番
四	同	同	同	三〇一八番
五	同	同	同	三〇二一番
六	同	同	井戸入	三〇二四番
七	同	同	同	三〇二四番
八	同	同	古屋敷	一五七一番
九	同	同	井戸入	三〇二八番一
十	同	同	同	三〇二八番一
十一	同	同	古屋敷	一五六九番五
十二	同	同	同	一五六八番一
十三	同	同	川俣	一五五八番
十四	同	同	同	一五四八番二
十五	同	同	同	一五三二番
十六	同	同	同	一五〇二番二
十七	同	同	同	一五〇二番一